

えなごさち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI



「防災」～村を守る施設・人～ 佐那河内中学校1年生ふるさと学習

【IP電話番号】

村役場代表 5000～5004 / 議会事務局 5005

教育委員会 5006

総務課

健康福祉課

保育所

産業環境課

企画政策課

建設課

議会事務局

住民税務課

社会福祉協議会

※土・日・祝日および夜間

☎679-2115

☎679-2114

☎679-2152

☎679-2111

☎679-2817

◎役場共通 FAX.679-2125

☎679-2114

☎679-2304

【教育委員会】

☎679-2817

FAX.679-2173

人のうごき [令和4年6月30日現在]

[人口] 2,195人 (-9)

[男] 1,066人 (-1) [女] 1,129人 (-2) [世帯数] 954 (+1)

臨時議会だより

令和4年 第3回（5月）臨時会

令和4年第3回臨時会は、5月30日、新庁舎に移転後初めて新議場での開会となりました。専決承認案件9件、補正予算案件1件の審議を行い、原案どおり可決し、同日閉会しました。



▲新議場での議会の様子

●専決承認案件●

議案第36号（専決第1号）令和3年度佐那河内村一般会計補正予算（第11号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から2,128万6千円減額し、予算総額を32億1千万円とするもの。繰越明許費補正は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業や道路新設改良費など8事業の変更とするもの。

議案第37号（専決第2号）令和3年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から1,467万8千円減額し、予算総額を3億2,297万5千円とするもの。

議案第38号（専決第3号）令和3年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第4号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から305万7千円減額し、予算総額を1億84万3千円とするもの。

議案第39号（専決第4号）令和3年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から10万円減額し、予算総額を1億5,190万円

とするもの。

議案第40号（専決第5号）令和3年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から1,039万円減額し、予算総額を3億7,210万円とするもの。

議案第41号（専決第6号）令和3年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から61万円減額し、予算総額を4,485万円とするもの。

議案第42号（専決第7号）佐那河内村税条例等の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

地方税法の改正に伴う給与所得者の扶養親族申告書の変更などについて一部を改正するもの。

議案第43号（専決第8号）佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

地方税法および同法施行令改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の改正と新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などにおける保険税の減免期間の延長などについて一部を改正するもの。

議案第44号（専決第9号）佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などにおける介護保険料の減免期間の延長について一部を改正するもの。

●補正予算案件●

議案第45号 令和4年度佐那河内村一般会計補正予算（第1号）について

既定の歳入歳出予算の総額に3,635万9千円追加し、予算総額を32億5,735万9千円とするもの。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業および住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業としてワクチンの4回目接種を実施するための経費を増額するもの。

議会だより

令和4年
第2回（6月）定例会

令和4年第2回定例会は、6月9日開会され、令和4年度各会計補正予算案件3件、条例案件3件、単行案件1件、報告案件2件、議員発議1件、請願1件の合わせて11件の審議を行い、原案どおり可決、受理、採択し、選挙管理委員会委員および同補充員の選挙を行い、6月17日に閉会しました。

現在の取り組み状況・
施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種につきましては、県、徳島西医師会および各医療機関など、関係機関のご協力のもと、6月1日に村民のみなさまへ、接種券や案内文書を送付しました。6月14日から順次、久次米医院、協立病院、文化の森内科において、個別接種を開始するとともに、7月17日から3回に分け、佐那河内村民体育館において集団接種を実施します。

本村の高齢者におけるワクチン3回目接種率は、6月1日時点で90.2%で、4回目におきましても接種を希望される方全員のワクチン接種早期完了に向け、確実に準備を進めます。

また、子育て世帯生活支援特別給付や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付につきましても、現在、システム改修に係る委託契約締結業務を進めています。

村の主要事業

①「しごと・雇用を創出する」

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境にある法人および個人事業主、農業者を支援するため、個別相談に応じるとともに、本村独自の事業者等経営復活支援金を交付するなど、きめ細かな対応をしています。

次に、本村の主要産業である農業の振興については、さくらもいちご栽培振興プロジェクトの一環として、来年度、本村で実施予定の佐那のいちご塾に興味のある5人のみなさんが、実際の作業体験や関係者との意見交換を行う、おためし地域おこしを4月29日から5月1日にかけて実施しました。

佐那河内果樹アグリスクールについては、令和4年度の参加者を5月から募集開始しましたところ、すでに定員を超える11人の応募がありました。

また、嵯峨地区の多目的地域交流施設については、現在、工事の最終段階を迎え、6月末に完成の運びとなりました。この施設は、企業誘致の促進や村内での創業支援など、新規経済活動の拠点としての役割はもとより、村民の集会所、災害時の避難所や防災備蓄倉庫、さらには、大学生や社会人などが合宿やフィールドワークとして訪れ、宿泊や各種会合を行う施設など、地域の交流づくりの拠点として活用します。

②「新しいひとの流れをつくる」

上中辺地区において建設を進めている若者向け定住住宅については、現在、地盤改良工事が完了し、基礎工事に取りかかっているところであり、本年10月の竣工に向け、鋭意取り組んでいます。

また、中尾谷宅地の追加分譲に関しては、去る5月23日から募集を開始したところ、複数の申込みや問い合わせが寄せられ、審査の上、購入者が決定しました。

国道438号上八万バイパス一ノ瀬工区は、県において4か年で27億円の事業費で一ノ瀬トンネルの

新設が実施されることとなり、年度内の着工をめざし、準備が着々と進められています。

大川原高原の観光振興については、昨年度策定した大川原観光促進計画に基づき、つくるという視点で大川原高原の魅力や滞在する場づくりを行っていくこととして、本年度は、アジサイのシーズンを迎える6月から順次、実証実験を実施します。この実証実験では、高原で食べるをつくる、高原で学ぶをつくる、高原で眺めるをつくるをコンセプトに、大川原高原の可能性を把握するもので、民間の事業者既存施設を活用していただき、その感想や要望を整理することでハードやソフト両面から大川原高原の観光振興に必要な取組を本実験を通じ、検討します。

③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

本村教育の特色の1つである、英語教育の令和4年度から8年度までの方向性を示す第2期佐那河内村英語教育戦略ビジョンが去る6月3日に策定されました。基本目標を「豊かな国際感覚と確かな英語力を身につけ、自ら表現し、発信する人材の育成」と位置づけ、今後も引き続き、保育、学校教育、社会教育が連携し、村を挙げて、地域社会、国際社会で活躍する人材の育成をめざします。

さらに、小中一貫教育の一層の充実を図り、小学校1年生からの英語教育、ICT機器を活用した新しい学習スタイル、地域のさまざまな教育資源を活用したふるさと学習など、魅力ある教育を推進していきます。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

新庁舎と消防センターは3月22日から業務を開始するとともに、4月18日には、役場本庁舎内としては本県で初めてとなる佐那河内郵便局が開設されました。

消防センターは、4月1日から念願の救急救命の24時間体制の運

用が実現し、6月8日までに合計26回の出勤をしています。このうち、これまで救急救命士が不在であった17時15分から翌8時30分までの間には、全体の半数となる13回の出勤があり、この時間帯において救急救命士による迅速で適切な救急救命処置が可能となっています。

また、新庁舎は行政手続や災害対応の拠点としての機能はもとより、郵便局をはじめとした各種サービスの提供場所、さらには、村民のみなさまが交流し、にぎわうスペースにしたいと考えていて、現在、議場として利用している村民ホールは、平時には広く一般のみなさまに開放し、活用していただくこととしています。

● 補正予算案件 ●

議案第46号 令和4年度佐那河内村一般会計補正予算（第2号）について

歳入歳出予算の総額を6,648万1千円増額し、33億2,384万円とするもの。

歳入では、県支出金で新規就農者育成総合対策事業における経営発展支援事業補助金236万7千円の増、繰入金で減債基金繰入金として5,240万円の増、諸収入では、コミュニティー助成事業交付金として、嵯峨常会自主防災会の自主防災育成の取組に対する助成金200万円の増など。

歳出では、総務費で、嵯峨常会自主防災会の自主防災育成の取組に対するコミュニティー助成事業補助金として200万円の増、民生費で広域保育利用のための負担金240万円の増、農林水産業費で、新規就農者育成総合対策事業として、経営発展支援補助金236万7千円の増、土木費で、橋梁の点検結果を精査したことによる修繕設計項目の追加のため、委託料800万円の増、公債費で、村債の繰上償還のため5,240万円の増など。

議案第47号 令和4年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に475万円を追加し、予算総額を1億6,575万

円とするもの。

議案第48号 令和4年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に1,865万円追加し、予算総額を3億8,965万円とするもの。

● 条例案件 ●

議案第49号 佐那河内村庁舎村民ホール等の使用に関する条例の制定について

佐那河内村庁舎の村民ホールおよび多目的スペースの使用に関し、必要な事項を定めるもの。

議案第50号 佐那河内村多目的地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について

嵯峨地区に新たに設置する多目的地域交流施設の設置および管理に関し、必要な事項を定めるもの。

議案第51号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

鳥獣処理特殊勤務手当の支給要件を産業環境課から企画政策課に改めるもの。

● 単行案件 ●

議案第52号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合理約の変更について

板野西部青少年補導センター組合の解散により、規約変更について、地方自治法第286条第1項および第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるもの。

● 報告案件 ●

報告第1号 令和3年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和3年度会計に係る繰越計算書を報告するもの。

報告第2号 令和3年度佐那河内村一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3

項の規定に基づき令和3年度会計に係る繰越計算書を報告するもの。

◇佐那河内村選挙管理委員会委員・同補充員の選挙

任期満了のため、佐那河内村選挙管理委員会委員4人および同補充員4人の選挙を行った。

● 議員提出議案 ●

発議第6号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出するもの。

● 請 願 ●

請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について

国に対して、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出することを求めるもの。

一般質問

大岩 和久 議員

1. 村道の維持・管理について

質 ①現状で、通行不能になっている村道について、今後の対応をうかがいたい。

②冬季の除雪および路面凍結に対するさらなる備えが必要であると考え。今後の取り組みについて、うかがいたい。

答 ①夏季と冬季の年2回、職員が現場に赴き、点検や必要な保全を行っています。

今後は、利用頻度が減少した村道であっても、発災時などには迂回路として利用するところもあるため、生活に必要な村道として、利用状況や路面等施設の現状を確

認し、各路線ごと個別に対応を検討していきます。

②村としては、村民のみなさまの安全・安心の確保やインフラの維持を最優先に考え、必要な対応を行いたいと考えています。近年は異常気象が多発していますので、降雪や路面凍結の年間の状況を確認しながら、迅速な対応ができるよう準備を整えるとともに、作業が効率的に進むような資機材などについての調査および検討を行います。

2. 高齢者に対する見守りについて

質 ①高齢者世帯および、ひとりぐらしの高齢者のみなさんを見守る事業等の現状と、今後の取り組みについてうかがいたい。

答 ①現状については、社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会、老人会などさまざまな関係機関との連携協力のもと、訪問などの取り組みを行っています。

これらの訪問により得た情報は、情報共有を行い、早期の相談やサービスの提供につなげています。

そのほか、村では、とくしま生協、郵便局、徳島新聞多家良専売所と高齢者等の見守りに関する協定締結やひとりぐらし高齢者等に対する緊急通報装置の貸与を行っています。

今後については、これまでの見守り活動の継続に加え、住民同士がお互いに見守り、見守られる関係を築いていくことが重要になると考えています。地域ぐるみで見守りに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる環境づくりの推進に努めていきます。

井開 一文 議員

1. 村の教育について

質 ①学校教育の方針について。
②社会教育等の方針について。

③教育長のめざす村教育の将来像について。

答 ①佐那河内小中学校では、恵まれた教育環境と豊かな教育資源を生かし、小中一貫教育に取り組んでいて、現在、その成果が確かな力となって現れてきています。このような状況を踏まえ、次の3点についてしっかりと推進していきます。

1点目は、小中一貫教育の高いレベルでの維持と発展です。中でも英語教育は、ICTを活用して、英語で表現する経験を積み重ねるなど、現在の成果を維持し、取り組みをさらに広げるよう働きかけていきます。

2点目は、先進的な教育のさらなる推進です。全児童生徒が毎日、家庭にタブレットを持ち帰り、家庭学習と授業を関連づけて授業や指導がなされています。今後も、教職員が最新の指導を行えるよう働きかけ、推進していきます。

3点目は、子どもたちが体験を通して学ぶ機会や人と交流して学ぶ機会の確保です。

コロナ禍後も見据えながら、教育内容全体の検証を深め、教育が一層充実するよう取り組んでいきます。

②昨年度は、阿波踊りや郷土料理、昔遊びなどを楽しむ伝統文化継承教室など、子どもや保護者、村民の方にも、楽しみながら広く学んでいただきました。人権教育関係では、人権大学講座を行っていて、昨年は、コロナ感染症に関わる人権侵害に重点を置き、学びを深めていただきました。

さらに、社会体育関係においては、きずな駅伝やオリンピックランナーの弘山晴美さんを招いて講演会を行いました。

今後も、年齢を問わず学ぶ機会を守りつつ、新たな活動や学びの場を立ち上げ、参加できる講座や活動を広げるなど、コロナ禍からの回復後を見据えながら取り組みを進めていきます。

③魅力あふれる佐那河内村ならではの特色ある教育の維持、発展です。まず、学校教育における魅力あふれる佐那河内村ならではの特

色ある教育については、4つの教育を軸にしてめざしたいと考えています。

1つ目は、小中を通して行う英語教育、2つ目は、ICT教育、3つ目は、一人ひとりに行き届くきめ細やかな教育、4つ目は、ふるさと学習を通して村を愛し、村の将来を担う人材を育成する教育です。これらの4つの教育を充実させ、融合した教育の姿が、私のめざす教育です。これらは小中一貫教育を通してこそ実現できるものですので、今後も小中一貫教育の一層の充実を進めます。

次に、社会教育については、村の豊かな自然や教育環境を活用し、穏やかな人間関係の中で、幅広い世代の人が、さまざまな活動を楽しみ、交流しながら学び続ける姿を思い描いています。

本村教育の将来像をしっかりと思い描き、さまざまな人のご協力とご理解を得ながら、今後も村教育に全力で取り組んでまいります。

高岡 邦芳 議員

1. 鳥獣害対策について

質 ①有害鳥獣捕獲員について。
②有害鳥獣捕獲報償金について。
③防除ネット、ワイヤーメッシュ購入補助について。

答 ①平成28年度より、有害鳥獣捕獲員を雇用してきましたが、その方は、本年3月末をもって退職されました。

村内の地理に詳しく、鳥獣に対する知識・経験が豊富な適任者を探したのですが、見つかりませんでした。

そこで、徳島市猟友会や徳島県猟友会に、問い合わせたところ、お一人ご紹介をいただきましたが、残念ながら雇用にはいたりませんでした。その後も引き続き照会はしていますが、捕獲員の確保はできていません。

有害鳥獣捕獲員の必要性は十分に認識をしていますので、できるだけ早い時期に雇用が実現できる

よう、引き続き、関係団体のご協力をいただきながら取り組んでまいります。

②村が支出しています捕獲報償金は、5種類の鳥獣類を対象としています。イノシシ1頭当たり1万3千円、鹿1頭当たり1万5千円、猿1匹当たり4万円、カラス1羽当たり千円、ヒヨドリ1羽当たり500円となっていて、昨年度は総額486万7千円の捕獲報償金をお支払いしています。

小動物類を対象に加えることについては、これまでに比べ、さらなる捕獲圧の強化につながるというメリットはあるかと思いますが、報償金の対象を増やすことで、予算の増加が必要となります。

これまでの被害の現状を確認しながら、今後、十分な被害調査を進め、村内の被害実態の把握をした上で、財政状況も勘案し検討したいと考えています。

③現在、村では電気柵の設置の補助を行っています。今後、防除ネット、ワイヤーメッシュ等に対する補助も考えていかなければならないと考えています。

そこで、有害鳥獣類の農作物被害に対する防除方法に有効な方策を考えるとともに、資材関係の補助金や小動物の捕獲報償金の支出について、前向きに検討していきます。

森下 嘉文 議員

1. 幼児教育・保育の無償化について

質 ①幼児教育と保育の基本方針について、うかがいたい。
②0歳児から2歳児までの保育の無償化について、どのように考えているのか。

答 ①保育の基本方針については、厚生労働省から保育所保育指針が告示され、保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関する運営等について定められています。

さらに、地域に根差し開かれた保育所をテーマに7つの項目を立

てています。1、佐那河内の自然を取り入れた保育。2、老人クラブとの交流。3、すずらん会との交流。4、特別養護老人ホームとの交流。5、村内各種団体との交流。6、小中学校との交流。最後に行政機関との交流などを実践することです。

これらを実践することで、1、健康で基本的生活習慣の身についた子ども。2、自分で考え意欲的に取り組み、やり遂げる子ども。3、人の話を聞こうとする態度が育ち、自分なりの言葉で伝えられる子ども。4、命と人権を大切にし、協力し合っているのびのび遊べる子ども。5、自然に親しみ関心を持つ子どもに近づけていけるよう、また、ふるさと佐那河内を愛する子どもにつながっていくように、保育所として日々努力をしているところです。

②保育料をご負担いただく対象は0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちとなりますが、本村では独自の施策として、2人以上の子どもが同時に入所されている場合には第2子以降を無償とするなど、経済的な負担の軽減を図っています。

保育事業は子どもを持つ保護者の事情により、家庭で保育ができない場合に保護者に代わって保育所等の施設で保育を行うものであり、保育料は安定した保育サービスの提供を行うための貴重な財源です。無償化により見込まれる保育需要の増加に対応するための保育士の安定的確保や、在宅育児世帯との公平性にも十分留意する必要がありますため、近隣市町村の動向などを注視しながら慎重に検討を進めていきます。

2. すだちの消費拡大推進について

質 ①すだち産業の継承、担い手の確保等、どのような取り組みを実施しているのか。

②本村として消費拡大推進にどのように取り組むのか。

答 ①すだち産業の継承、担い手の確保については、新規

就農者や就農をめざす方などに栽培技術を伝える佐那河内果樹アグリスクールには11人の応募があり、6月28日に開校することとなっています。また、すだち収穫マッチング事業を実施し、繁忙期の労働力の支援を行います。

さらに農業委員会による農地の貸し借りの推進を行います。農業委員会サポートシステムを導入したことにより、インターネットで農地情報の閲覧が可能となり、遊休農地等の有効な活用が期待できます。このことにより農業就業者の経営規模拡大や、新規就農者の確保につながると考えます。

②去年は国のコロナ給付金を活用し、ふるさと住民票に登録されている人へすだちの送付事業も行いました。

新型コロナウイルス感染が落ち着き始めていることから、3年ぶりに明治大学のファームステイ事業再開を計画しています。すだち農家に学生を受け入れていただき、若い力で首都圏において消費宣伝を行ってほしいと思っています。さらに、すだち宣伝費として佐那河内すだち連への補助金を計上しています。

国の社会経済活動の再開とともに本村においても、ウィズコロナの中でこれまで停滞していたイベントへの参加、また、消費拡大推進をこれまで以上に取り組んでまいります。

平岡 淳 議員

1. 個人情報保護について

質 ①大手銀行の個人情報漏えいとそれに対する新聞報道をどのように考えるのか。
②本村の場合は、どう責任を取るのか。
③今後の個人情報漏えいしないための対策は。

答 ①大手銀行をはじめこれまで多くの企業、自治体などから個人情報の漏えい事案が発生し、規模が大きいもので100万件を超える事案も発生しています。

ひとたび情報漏えいが起これば金銭的な賠償、社会的信用の失墜、組織を挙げて対応に迫られるほか、漏えいしたデータが悪用される可能性もあるなど、時には漏えいを起こした組織だけでなく、社会全体に対しても大きな影響をおよぼす場合があります。

②個人情報漏えいの事案判明後、当事者のみなさまには速やかにおわびと当該メールの削除依頼を電話およびメールにより行うとともに、村ホームページ等での公表ならびに総務省および徳島県に対して、情報漏えい事案として報告書を提出しました。また、村職員に対し、情報セキュリティ研修を実施しました。

本村を応援いただいている、ふるさと住民に登録していただいたみなさまおよび関係者のみなさまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしました。今後、本村を信頼し、お名前やメールアドレスなどの個人情報を登録いただいているみなさまをはじめ、村民のみなさまのご期待を裏切らないよう再発防止に取り組みます。

③村では再発防止対策として次の3点について、取組の継続および強化を進めます。

1 点目として組織全体の情報管理、意識の向上を図るため、佐那河内村情報セキュリティポリシーの周知徹底を図ります。

2 点目として、情報管理意識の向上および人為的ミスの防止を図るため、専門講師等による過去の漏えい事例等を交えた職員研修を継続的に実施します。

3 点目として、メールやファクシミリの送信に当たっては送信先、送信内容などについて複数人による確認を徹底することで、再発の防止に努めます。

2. 新庁舎について

質 ①村民の新庁舎に対する感想と、それに対する対応をどう考えるのか。

②公務員は公の奉仕者だと言われているが、どのように考えるのか。

③新庁舎の駐車場は村民の置き易い位置に配置されているのか。

④庁舎完成に合わせて作られたシンボルマークを多様な事業の旗印と自ら標榜する村長が、どうしてシンボルマークのついた吊り下げ名札をつけないのか。

答 ①3月22日の開庁後80日余りが経過し、村民のみなさまからは「窓口で座って落ち着いて手続きができるようになった」、「明るく開放的で課の配置が分かりやすくなった」などのご意見をいただく一方、「会議室等の案内表示を設置してほしい」、「来客用駐車場が分かりにくい」など、さまざまなご意見やご要望などをいただいています。特に緊急性や必要性の高いものは、予算等を確保した上で対応していきたいと考えています。また、そのほかのご意見やご要望等は一定期間集約の上、必要性、予算の執行状況等も勘案しながら順次検討を進めます。

②日本国憲法第15条第2項では、全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。また、地方公務員法では、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されています。こうした規定は職員が公務員として当然あるべき姿勢や、職務執行上必要とされる姿勢を倫理原則として定めたものと認識しています。このようなことから誠実で公正、公平な立場で法令を守り、村民の視点に立って職務を効率的に行うことを求められています。

③役場庁舎以外にも消防センター、ヘリポートのほか、郵便局、路線バスの乗り入れによる回転場所の確保も必要となり、適切に配置した結果、来客用駐車場は旧庁舎と比べ若干距離を取っています。

そのため障がいのある人、妊産婦の人、ご高齢の人などがご利用いただける駐車スペースを玄関前東西に4区画設けています。なお、現在駐車スペースの案内表示をより分かりやすくする作業を進めています。

④「さなごうち次世代へ贈る、新しい光景・ものがたりの創出」は、

新庁舎落成にあわせスタートした事業です。また、シンボルマークはこの事業を共有し、強力に推進していく旗印として制作していて、複数の事業プログラムの展開に対するデザインやメッセージなどに統一感を持たせ、佐那河内村の取組や姿勢を一元的に発信し、対外的な佐那河内村の存在感やイメージの向上を図る重要な役割があります。

現在このシンボルマークをデザインした、名札をはじめプロモーションカード等の作成途中であり、これらの媒体を通じて今後、職員全体で対外的なPR活動を行っていきたいと思っています。

3. 多目的交流施設について

質 ①事務所、倉庫等の具体的な利用目的を決めているのか。
②①の目的達成のための整備内容は、どうなっているのか。
③この施設を誰がどのように管理するのか。

答 ①事務所は、平時には地域の賑わいを創出するための多目的スペースとして、住民活動や村内外の交流活動を支える1階の多目的フロアと、企業誘致などの受皿となる2階のオフィスフロアに、有事には地域住民の避難所として利用します。

倉庫は、有事における地域住民の避難所や災害復旧の支援拠点および物資の備蓄倉庫として利用することにしています。

②1階の多目的フロアでは、会議室、和室としての事務室等の改修、トイレの増設、洗濯室、シャワー室の新設などを行っています。

2階のオフィスフロアでは、トイレの改修を行っています。倉庫は床の補修、シャッターの修繕等を行っています。また、有事を想定しての発電機、エアコンの購入を予定しています。

③平時・有事別の目的を持って利用することとしています。そこで、この施設の管理については、当面の間、村が直接管理していきたいと考えています。

1. 鳥獣害対策について

- 質** ①産業環境課から企画政策課への所管替えの理由は。
②村による住民ニーズに沿った鳥獣害対策のあり方と実践について。
③大川原鳥獣処理機について。
④ジビエ処理施設について。

答 ①これからの鳥獣害対策は、捕獲個体を食肉として出荷販売することや、ふるさと納税の返礼品として位置づけるなど、本村に利益をもたらす取り組みに変革することを検討していくべきであると考えています。

そこで、本年4月から鳥獣害対策業務の所管課を、企業誘致や移住交流を所管している企画政策課に改めました。所管課が変更となりましても、農林業振興と鳥獣害対策が密接な関係にあるという考えに変わりはなく、企画政策課と産業環境課が連携を図りながら取り組んでいきたいと考えています。
②村としてもシカ等の生息数減少に向け、村内各地の実情に即した対策が不可欠であると思っています。

このため、鳥獣被害対策実施隊の設置および活動の強化など捕獲を重点化した取り組みや、必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。現在村では、実施隊による共同捕獲や村猟友会にご協力をお願いしながら、有害駆除捕獲に力を入れているところです。また、電気柵への補助を初めとした防除等について、村民のみなさまにご協力をいただきながら取り組みを進めているところです。

③5月18日に処理機の点検確認を実施したところ、通常に稼働させることが可能であると確認できたので、今後、有害捕獲鳥獣処理施設での受入れを開始したいと考えています。

また、処理施設の稼働開始にあたり、捕獲した鳥獣類の処分等の業務は、外部委託することを考えています。なお、今回の業務委託は、

有害捕獲した鳥獣類の処分と処理施設の通常のメンテナンスといった、限定された業務のアウトソーシングということで、村全体の鳥獣対策業務に係るコア業務に関しては、これまでどおり企画政策課で処理していきたいと考えています。

④有害鳥獣を有効活用させることができれば、有害鳥獣の捕獲圧を上昇させ、生息個体数の減少につなげるとともに、捕獲した個体を「地域を元気にする起爆剤」として利用することで、地域資源の有効な存在になり得ると考えています。このようなことから、ジビエ処理施設の必要性は大きいと考えています。

今後は、処理する捕獲個体のジビエとしての商品化や販路調査、需要拡大など、捕獲個体の利活用に関するソフト部分での取り組みを推進するため、検討をしていきたいと考えています。

2. 公共施設の老朽化対策について

- 質** ①大川原のログハウスについて。
②仕出のリサイクルセンターについて。
③嵯峨の生活改善センターについて。

答 ①昨年度策定した大川原高原観光促進計画により、大川原高原にある公共施設や公有地の利用の促進をめざしていきたいと考えてます。

現在、大川原高原公共施設利用促進事業として、5月下旬から実証実験に向けた整備を進めているところであり、大学を含め複数の民間事業者との社会実験と効果検証を行い、観光事業などのめどが立てば、来年度以降修繕や改修を行い、利用が困難な場合は廃止も含めて検討していく必要があると考えています。

②仕出リサイクルセンターは昭和47年に新築され、建て面積120㎡、鉄骨スレートぶき平屋建てです。建物および機械の老朽化が進んでいて、陶器やガラスの粉碎機も、作業中には粉塵が舞います。この

ようなことから早々に対応が必要と考えていて、地元のみなさまと協議をしながら、今後の具体的な方針について検討をしていきます。

③嵯峨生活改善センターは昭和55年に建築され、42年が経過しています。地域の各種団体や毎月の常会が開催され、使用頻度が高い施設であると認識しています。老朽化が進んでいることから、今後の使用方法も含め検討してまいります。

加藤 秀数 議員

1. 県道小松島佐那河内線について

- 質** ①現在、仕出工区はどの様になっていますか。
②今後の見通しは、どのように考えていますか。
③全線開通の見通しは、いつになりますか。

答 ①村内での未改良区間は、村道鉄谷線との交差点から寺谷方面への区間と、寺谷橋に近い村道東山線との交差点付近の2か所があります。まず、大久保峠側の未改良区間においては、1車線で幅員が狭く、必要な視距がとれていないことから、県において、平成27年度には対向車接近表示システムが整備されるとともに、必要に応じ、車両の通行に支障となる立木の伐採や落石撤去など対応を行っているところです。

また、寺谷橋に近い村道東山線との交差点付近の未改良区間についても、見通しが非常に悪く危険な区間ですが、現時点において事業化には至っていない状況にあります。

②村としましては、まずは現在取り組んでいる主要地方道勝浦佐那河内線の日浦工区および下野工区の早期完成に向け、地元調整など、県と協力していきます。

また、これまでと同様、住民生活の安心・安全確保のために、早期の事業計画実施を進めるとともに、速やかに整備着工されることを徳島県県土整備部へ要望活動等を

行っていきます。

③まずは現在取り組んでいる主要地方道勝浦佐那河内線の日浦工区および下野工区の早期完成に向け、地元調整など県と協力して、村内2か所の未改良区間の日常の維持管理はもとより、早期事業化に向け要望を行っていきます。

2. 農業振興について

質

①果樹農業の指導員導入は現在どのように考えていますか。
②果樹農業者へ支援は考えていますか。
③今後の農業、特に果樹の団地化にするべきと考えるが、どうですか。

答

①農業の指導体制は、JA職員や徳島農業支援センター職員、また村内で高度な農業技術を持つみなさんの指導に頼っているところですが、高齢化により、今後厳しくなることが予想されます。

農業指導員の確保については、以前よりJAや徳島県の農業関係の技術者OB等へ交渉するなど、関係機関へ働きかけているところですが、まだ人材確保に至っていません。今後も引き続き優秀な人材の確保に努めてまいります。

②果樹農業者への支援については、金銭的支援、人的支援、技術的支援があると考えられます。まず、

金銭的支援では、国の補助事業には、農林水産省や中小企業庁などが実施しているさまざまな補助制度があり、中には返済不要な融資制度があります。加えて、村では苗木の購入補助、根株処理作業に対する補助、園内作業道の新設や舗装の補助金があります。案件ごとにご相談いただければと考えています。

人的支援では、労働力不足の解消を目的に、すだち収穫マッチング事業を平成29年度から行っています。

技術的支援に関しては、農業技術指導員の人材確保に努めます。また、今年で6年目となります佐那河内果樹アグリスクールを開催します。

③果樹の団地化の整備については、国の補助事業に採択される要件として、中山間地域では5ha以上の事業対象農地面積の確保が必要となります。また換地計画の策定や関係者からの負担金など数多くの課題がありますが、一番の課題は、事業着手から基盤整備が完成し、収穫までの果樹の未収益期間が長期となることです。

現在、村としては今植わっている作物を有効利用し、老木を徐々に改植することで、収入を確保しながら耕作を続ける方向で考えています。また、農業委員会による農地の貸借りを推し進めることに

より、点在する形にはなりませんが、農地の有効利用を進めていきたいと考えています。

3. 一般社会教育について

質

①現在本村の社会教育は、どのように指導されていますか。
②今後の社会教育についてうかがいたい。

答

①本村の社会教育は、幼児からご高齢の人まで、文化的活動関係、人権教育関係、社会体育関係など、村民のみなさまが楽しみながら学び、活動し、交流する学びの場や活動の場をつくることが重要であると考えています。

人権を大事にする村にするために、今後とも社会教育を通じて、村民のみなさまとともに一緒に学び、実践を進めていきたいと考えています。

②社会教育は年代を問わず村民のみなさまにとってかけがえのない貴重な学びの機会であり、村民も地域も元気にするエネルギー源であると考えます。本村の社会教育を後押ししていくため、学びの機会を確保するとともに、新たな活動や村民のみなさまが参加できる場を増やすなど、さまざまな角度から検討しながら進めていきます。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

6月2日 議員協議会 〈議員室〉 (全議員)

全員協議会 〈役場〉 (全議員)

8日 第1回英語教育運営委員会 〈役場〉 (井開議員)

9日 第2回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議 〈議場ほか〉 (全議員)

13日 保育所・学校等訪問 〈保育所・小中学校〉 (全議員)

16日 第2回佐那河内村議会定例会一般質問 〈議場〉 (全議員)

17日 第2回佐那河内村議会定例会表決・閉会 〈議場〉 (全議員)

22日 例月出納検査 〈監査室〉 (服部監査委員・井開監査委員)

5/15
(日)

全日本壮年ソフトボール大会徳島県予選優勝



令和4年5月15日に行われた「全日本壮年ソフトボール大会徳島県予選」で、本村の伊藤武弘さん、山川佳郎さん、梶本佳史さん、森河 健さん、安富圭司さんが所属する「WEED」が優勝を納めました。

令和4年9月に山形県山形市で行われる「全日本壮年ソフトボール全国大会」に徳島県代表として出場します。(報告者：山川佳郎)

6/1
(水)

きゅうりから葉っぱ!? ～珍しいきゅうりがみつかりました～



葉っぱが生えているきゅうり

西村尋子さん(中辺)から、面白いきゅうりの話題が届きました。なんと、きゅうりの実から葉っぱが生えています。「大きい実のきゅうりがあって、朝食べようと収穫したら、葉っぱが生えていてびっくりした。最初見たとき、草が引っ付いているのかと思った。こんなきゅうりは初めてで、みんなに見てもらおうと思って」と、西村さんが持ってきてくださいました。

もしかしたら、珍しい野菜が身近にあるかもしれません。みなさんもぜひ探してみてください。

6/7
(火)

小学校5年生が「ふるさと学習で」 田植えに挑戦!

佐那河内小学校5年生が、総合的な学習の時間で、田植えを行いました。米農家のみなさんに教わりながら、田んぼに一本一本丁寧に苗を植えました。初めは慣れない泥で苦戦していましたが、次第に慣れていき、田植えを楽しんでいました。秋には、稲刈り体験をさせていただく予定です。



6/11
(土)

婦人会のみなさま手造りのプランターの花を 寄贈していただきました

新庁舎を花で飾ろうと、朝早くから婦人会のみなさまが参加し、プランターへの土入れ・花の寄せ植え作業が行われました。おかげで、新庁舎周辺は寄せ植えされた色とりどりの花が咲き誇り、賑わいを見せています。ご来庁の際は、ぜひご覧ください。



プランターへの花植え作業



すだち樹の周りに飾られたプランター

6/14
(火)

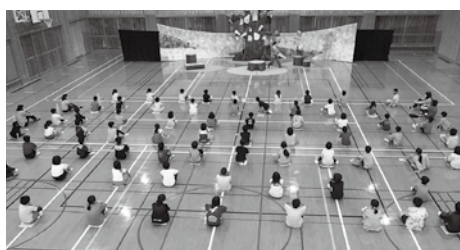
「ともだち」って素敵だね

(佐那河内小中学校で文化・芸術事業 劇団「うりんこ」公演)

文化・芸術事業として劇団「うりんこ」の公演がありました。

演目は、『ともだちやーあいつもともだちー』でした。内田麟太郎さんの絵本を元にした劇です。おもしろくて、楽しくてあっという間の1時間半でした。後半には、6年生も出演しました。どの子も好演技で思わず拍手をしてしまうほどでした。

小学1年生～中学3年生まで、それぞれ「ともだち」について考える機会になりました。



6/16
(木)

水彩画を寄贈していただきました

画家の峯 幸子さんから佐那河内村の棚田の風景を描いた水彩画を寄贈していただきました。

峯さんは長年、ネイチャーセンターのスケッチ講座で講師を務めていたきっかけで、佐那河内村の風景を描くようになったそうです。

峯さんは、「佐那河内村は緑がたくさんあり、植物の種類も豊富で、描くのが楽しい。」と話されました。



村の話題

6/19
(日)

3年ぶりに村立公民館主催 ゲートボール大会を開催!!

村立公民館主催のゲートボール大会を桜集会所で開催しました。老人クラブのみなさんの3チームと公民館チームで総当たりの大会を行い、府能・仁井田「桜チーム」が優勝、嵯峨「公友チーム」が準優勝という結果でした。日頃の練習で磨いたゲートボールの腕と戦略を出し合い、盛り上がりのある楽しい大会となりました。



6/20・22
(月) (水)

ふるさと学習「防災」 ～村を守る施設・人～

佐那河内中学校1年生のみなさんがふるさと学習を行いました。20日は村消防センターの見学として、森本防災対策監から「防災」についての講義を受け、その後、2つのグループに分かれて救急搬送隊員から救急搬送車の説明と消防センター内の備蓄倉庫や災害用マンホールトイレなどの見学を行いました。



22日は、小中学校で救急搬送隊員によるAEDや三角布を使った応急処置を学びました。生徒のみなさんは、村を守る施設や応急処置について学ぶことができました。

6/23
(木)

「アートの日」の活動がありました



参加した5歳児つき組の子どもたちは、徳島県立近代美術館の人が持ってきてくださった絵画ポスターを鑑賞し、感じたことや思ったことを発表しました。

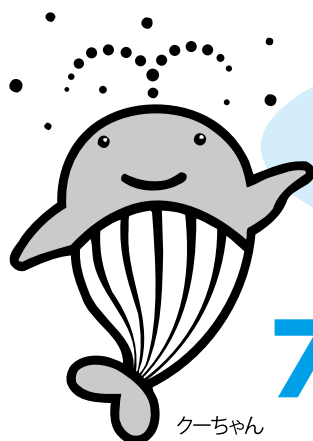
子どもたち一人ひとり、違った見方や感じ方で作品を楽しんでいました。

6/26
(日)

大川原高原あじさい園草刈り作業を ありがとうございました

あじさいの見ごろを前に、大川原高原あじさい園の草刈り作業を3年ぶりに行いました。当日は、公民館の役員さんをはじめ、村民のみなさま、四電エンジニアリング(株)、(株)ユーラスエナジーホールディングスからご参加をいただき、約80人での作業となりました。

あじさい園は村の誇れる観光地の一つとして、たくさんのボランティアの協力をいただき整備されています。今回も園全体が大変美しくなりました。参加していただいたみなさん、ご協力ありがとうございました。



サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ3,000万

(1等3千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月5日(火) 2種類同時発売! 発売期間 7/5(火)~8/5(金)
抽せん日 8/17(土)

公益財団法人徳島県市町村振興協会

各1枚 300円

水の事故に注意!!

もうすぐ夏休み。水遊びの楽しい季節です。でも水辺には危険も潜んでいます。
安心・安全のため水の事故を防止しましょう。

水の事故を起こさないために...

- 子どもたちだけで水辺に近づくのは危険です。必ず大人が付き添いしましょう。
- 溺れるときは「一瞬で、静かに」溺れます。常に目を離さず、声かけによる確認をしましょう。
- プールや海から上がった時は、人数の把握を行いましょう。
- 河原や海岸に出かけるときはライフジャケットを着用しましょう。



事故発生時は、一刻も早く救急搬送車の要請をお願いします。消防センター救急搬送要請電話 **679-3999**



熱中症に気をつけましょう!!



「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。

屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

●熱中症の症状

- (軽 度) めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- (中等度) 頭痛、吐き気、嘔吐、体のだるさ、力が入らない
- (重 症) 返事がおかしい、意識がない、全身のけいれん、体が熱い〔高体温〕

●軽度の場合の応急処置

- 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ、体を冷やしましょう！
氷のうなどがあれば、首、わきの下、太もものつけ根を集中的に冷やしましょう。
- 水分、塩分を補給しましょう！
塩分が入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう。
※軽度の症状に改善が見られない場合や、中等度以上の症状が出ている場合には、速やかに病院を受診してください!!

●熱中症を予防するために

- 早めに暑さに備えた体づくりをはじめましょう！
暑くなり始めの時期から、「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度の運動を毎日30分程度、無理のない範囲で行い、体が暑さに慣れるようにしましょう。
- 暑さを避けましょう！
吸湿性、速乾性のある、通気性のよい衣服を着用しましょう。
室内では、室温をこまめに確認し、扇風機やエアコンで温度を調節しましょう。
屋外では、日傘や帽子の着用と日陰を利用し、暑い日は、日中の外出をできるだけ控えましょう。
- こまめに水分を補給しましょう！
のどの渇きを感じなくても、こまめに水分、塩分、スポーツドリンクなどを補給しましょう。
- 「熱中症警戒アラート」が発表されている日には、積極的に予防行動をとりましょう！
熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

●新型コロナウイルス感染症とマスク着用について

- マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります！
マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかいうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。
国では、夏場については、熱中症防止の観点から、屋外で2メートル以上をめやすとして他者との距離が確保できる場合や、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを外していただくことを推奨しています。

庁舎村民ホールおよび 多目的スペースの使用について



庁舎内の村民ホールおよび多目的スペースにつきましては、村の事務事業に支障のない範囲で、使用していただくことができます。

使用を希望される場合は、使用希望日の前日まで（平日の午前8時30分から午後5時15分）に総務課まで申請にお越しく下さい。

使用時間、使用料金については次のとおりです。

1)使用時間 午前9時から午後10時まで

2)使用料金

区 分			使用料の額		
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	全日
村民ホール	平 日	A	無 料	無 料	無 料
		B	1 時間 700円	1 時間 800円	7,000円
		C	1 時間 700円	1 時間 800円	7,000円
		D	1 時間 1,400円	1 時間 1,600円	14,000円
	休日等	A	無 料	無 料	無 料
		B	1 時間 800円	1 時間 900円	8,000円
		C	1 時間 800円	1 時間 900円	8,000円
		D	1 時間 1,600円	1 時間 1,800円	16,000円
多目的 スペース	平 日	A	無 料	無 料	無 料
		B	1 時間 500円	1 時間 600円	5,000円
		C	1 時間 500円	1 時間 600円	5,000円
		D	1 時間 1,000円	1 時間 1,200円	10,000円
	休日等	A	無 料	無 料	無 料
		B	1 時間 600円	1 時間 700円	6,000円
		C	1 時間 600円	1 時間 700円	6,000円
		D	1 時間 1,200円	1 時間 1,400円	12,000円

⑨ ① 使用料区分

A 村内の団体（個人）等が使用する場合

B 村内の団体（個人）等が入場料またはこれに類するものを徴収して使用する場合

C 村外の団体（個人）等が使用する場合

D 村外の団体（個人）等が入場料またはこれに類するものを徴収して使用する場合

② 村内の団体（個人）等とは、村内に所在する団体、村内に住所もしくは事業所を有する者または村内に通勤もしくは通学する者をいう。

(1)村外の団体（個人）等とは、前号に定める団体、者以外をいう。

③ 冷暖房施設を使用した場合は、1時間につき220円を加算する。（区分にかかわらず必要です。）

④ この表において「休日等」とは、佐那河内村の休日を定める条例（平成元年6月26日佐那河内村条例第21号）第1条第1項に定める休日をいう。

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ

60歳未満

国民年金
第一号
被保険者

国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉

年金資金の運用実績

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
修正総合 利回り (%)	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.70	-2.10	+10.82	+2.30

平均運用利回り 年率で+2.90%

※運用益は非課税

◆◆◆通常加入の場合◆◆◆

- ・ 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- ・ 1か月からでも加入できます。

◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

〈政策支援加入要件〉

- ・ 20年の納付。
- ・ 農業所得900万円以下。
- ・ 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

お問い合わせ ● 産業環境課内農業委員会事務局

● 農地所有者のみなさまへ ●

農 地パトロール(農地利用状況調査)・荒廃農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、8月に村内の農地パトロール(利用状況調査)を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、荒廃農地調査も同時に実施しています。農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査

し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農 地の適正な管理をお願いします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正か

つ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いします。

農 地 の 賃 借 料 情 報 に つ い て

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された
賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

① 田(水稲)の部

締結(公告)された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃 貸 借	8,600	12,500	5,000	8
	使 用 賃 借				3
	賃 貸 借	7,200	14,500	3,000	11
	使 用 賃 借				5

② 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃 貸 借	8,200	10,000	5,700	9
	使 用 賃 借				3
	賃 貸 借	14,800	20,200	10,000	9
	使 用 賃 借				13

③ 畑(樹園地)の部

締結(公告)された地域名	権利の種類	平均額	最高額	最低額	データ数
佐那河内村全域	賃 貸 借	15,300	23,900	10,000	23
	使 用 賃 借				9

※使用賃借……無償での賃借

データ
提供に
ついて

- データ数は、集計に用いた筆数である。ただし、平均額を算出するうえで、例外的に突出した金額設定の賃借分は除くため、最高額・最低額・データ数のいずれも突出額を除いた数値にしている。
- 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、30kg当たり5,000円に換算している。
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 施設(ハウスなど)の賃借料は含まない。
- 水稲、普通畑、樹園地の基準については、登記地目ではなく、主となる作物で判断している。



お問い合わせ ● 産業環境課、農業委員会



ねこの飼い主のみなさまへ



ねこは完全屋内飼育が基本です！

昔と今とでは、ペットの飼い方の常識も変わってきています。

昔はねこは外出自由な飼い方が当たり前でしたが、今では外に出さないで飼うことが基本です。

外に出してあげないとかわいそう？

ねこは、環境を整えてあげれば室内だけでストレスなく、快適に生活できる生き物です。

そればかりか、外にでるねこは、交通事故や病気になるリスクがとても高く、寿命は室内飼育の半分くらいといわれています。また、野生動物との接触から動物由来感染症を媒介したり、フン尿や物を壊すなどのご近所トラブルの原因にもなります。

大切なねこや飼い主自身の健康を守るためにも、ねこの屋内飼育にご協力をお願いします。

快適な室内環境として、次のことを準備しましょう

- 外を眺める場所 ○くつろげる場所 ○隠れ場所 ○トイレ
- 上下運動と入り組んだ動き回れる空間 ○爪とぎ

必ず不妊去勢手術をしましょう！

不妊去勢手術は一刻の猶予もありません。特にねこは、1年に3回出産できるので急速に増えてしまうことがあります。また、手術は動物のストレス軽減につながり、乳腺腫瘍、前立腺癌、子宮蓄膿症など病気の予防にもなります。

ねこを飼うときは、必ず不妊去勢手術をお願いします。手術に関する疑問などがありましたら、かかりつけ先の動物病院に御相談ください。

※飼い犬・飼いねこの不妊去勢手術には1件につき5,000円の助成があります。事前に、産業環境課へお問い合わせください。

「動物由来感染症」にご注意を！

動物由来感染症とは、動物から人間へうつる感染症をあらわす言葉です。

過剰に恐れる必要はありませんが、正しい知識を持って動物と接することが大切です。

【予防するには】

- 動物にさわったら、必ず手を洗いましょう。
- 過剰なふれあいは控えましょう。
- 動物の身の回りは清潔にしましょう。
- フン尿はすみやかに処理しましょう。
- 犬・ねこにかまれたり、ひっかかれた場合は病院で適切な治療を受けましょう。
- ペットも定期健診で病気の早期発見を。
- 知らない動物や野生生物に近づいたり、触ったりすることは避けましょう。



■ マダニによる感染症に注意！

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）も動物由来感染症のひとつです。

- 草むらや藪など、マダニが生息する場所に入る場合には、肌の露出部分を少なくするようにしましょう。
- 屋外活動後はマダニに刺されていないか確認を。

マダニに噛まれたら自分で無理に処置せず、すぐに医療機関を受診しましょう。

お問い合わせ ● 産業環境課

すだち収穫作業のマッチング事業を行います

今年も8月から佐那河内村の特産である「すだち」の収穫が始まります。しかしながら、近年、農家の高齢化などにより、なかなか収穫ができない農家が増えてきました。そこで、求人者（受入れ農家）と求職者（労働者）を募集し、求人者と求職者を結びつけるマッチング事業を行います。

この機会に、ぜひお申し込みください。

求人者（受入れ農家）

- 具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件を明確にしてください。
- 求人者（受入れ農家）の申込み内容を求職者に公開し、求職者が求人者（受入れ農家）を選ぶことになります。
- 選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っていただくことになります。

求職者（労働者）

作業内容 すだちの収穫
作業場所 佐那河内村内
勤務条件 期間は8月から9月末頃までを想定しています。具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件は、受入れ農家さんにより異なります。

募集期間 9月16日（金）まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

申込方法 求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは産業環境課に用意してあります。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項：この事業によるマッチングは、求人者・求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

お問い合わせ・お申し込み ● 産業環境課内 佐那河内村無料職業紹介所

平岡都志子さん、松尾亜佳理さんが 人権擁護委員に委嘱されました



▲平岡都志子さん



▲松尾亜佳理さん

本村の人権擁護委員、藤田正治さんの退任に伴い、令和4年7月1日付けで、新たに松尾亜佳理さん（大田原）、また、再任として平岡都志子さん（平間）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせします。

退任されました藤田正治さんは、令和元年から令和4年6月まで、1期3年にわたり人権擁護活動にご尽力をいただきました。長い間、お疲れさまでした。

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受けたり、人権思想を広める活動を行うため、法務大臣から委嘱され、村では3人の人権擁護委員が活動をされています。

いじめ、差別、嫌がらせなど人権に関する問題でお困りの場合は、ひとりで悩まずご相談ください。

●村の人権擁護委員

平岡都志子さん（平間）【令和4年7月1日委嘱】

松尾亜佳理さん（大田原）【令和4年7月1日委嘱】

前河 洋次さん（尾境）【令和3年7月1日委嘱】

選挙管理委員の選任についてお知らせ

6月26日の任期満了にともなって選挙管理委員および同補充員の改選が次のとおりありました。

写真下段左から	委員長	森崎	茂
	職務代理	青木	正人
	委員	岩佐	英治
	委員	岡本	和幸
写真上段左から	補充員	吉永	勝
		水野	勝文
		山本	喜彦
		北山	勝敏（敬称略）



◆任期

令和4年6月27日から令和8年6月26日まで

マイナンバーカードの時間外交付について

役場開庁時間にマイナンバーカードの受け取りを行うことが難しい人のために、開庁時間を延長しマイナンバーカードの交付を行います。

マイナンバーカードの申請についての相談や、マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録手続き、マイナポイントの申込み手続きのお手伝いもお受けします。

ぜひ、この機会にご利用ください♪



日付

1回目 令和4年8月10日(水)

2回目 令和4年8月12日(金)

3回目 令和4年8月15日(月)

混雑防止や感染症対策のため 事前予約制での対応とさせていただきます。交付申請等を希望される人は、事前にご連絡をお願いします。

時間

午後5時15分から午後7時まで

お問い合わせ

住民税務課 マイナンバーカード担当

☎679-2114

場所

佐那河内村役場 住民税務課窓口

交付に必要な書類は次の3点です

① 交付案内のハガキ

交付案内通知と一緒に送り出したハガキです。
紛失している場合は、窓口で通知書兼照会書の記入をお願いします。

② 通知カード

薄緑のカードです。
マイナンバーカードと引き換えになります。
紛失している場合は、窓口で紛失届の記入をお願いします。

③ 本人確認書類

○1点の確認でよいもの
運転免許証・パスポート・運転経歴証明書・住基カード など
○2点の確認となるもの
健康保険証・介護保険証・医療受給者証・年金手帳 など

第2弾

マイナンバーカードで
マイナポイント

最大

20,000円分の
マイナポイントがもらえる!

お好きな
キャッシュレス
決済サービスで
使える!

マイナンバーカードの 新規取得等で ※1、2 5,000円分	+	健康保険証としての 利用申込みで ※3 7,500円分	+	公金受取口座の 登録で ※3 7,500円分
---	---	--------------------------------------	---	---------------------------------

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

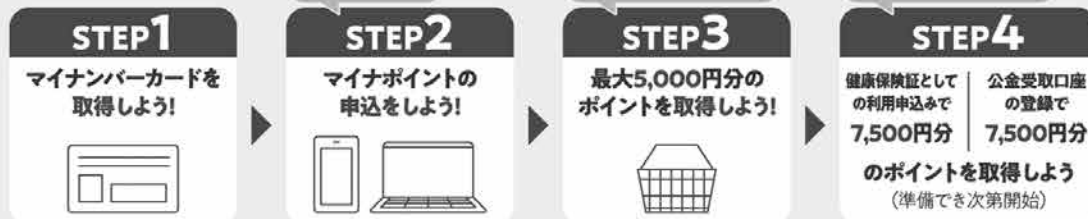
※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。

※3「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は準備ができ次第開始する予定です。

詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。

手順はカンタン

4STEP



マイナポイントの利用は
安心・安全です!

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集、保有することはできません。

△マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

△マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業公式ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

デジタル庁



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは

マイナポイント

検索 または



事業者のみなさまへ

消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。

事業者のみなさまには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

◆インボイス制度説明会（全事業者向け） 要事前予約

インボイス制度の概要を説明します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和4年7月28日(木) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各40人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和4年8月30日(火) 10:00～11:00			
令和4年9月27日(火) 10:00～11:00			

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

◆インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい人向け） 要事前予約

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

開催日時	開催場所	定員	問い合わせ先
令和4年7月29日(金) 10:00～11:00	徳島税務署 3階大会議室 (徳島市幸町三丁目54番地)	各40人	徳島税務署総務課 電話 622-4131 (代表)
令和4年8月31日(水) 10:00～11:00			
令和4年9月28日(水) 10:00～11:00			

※説明会の最後に共催団体よりインボイス制度関係の助成金などの説明を行います。

【インボイス制度等説明会にご参加いただく人へ】

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問い合わせ先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点からマスクの着用手指消毒などのご協力をお願いします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 説明会場の駐車場には限りがございます。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。

※説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。



徳島税務署

【共催】 徳島税務署管内青色申告会連合会、(公社) 徳島法人会、徳島間税会



後期高齢者医療制度に 加入のみなさまへ

令和4年度は8月と10月に保険証の更新を行います

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和4年7月31日」となっている[むらさき色]の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

令和4年度は、法律の一部改正に伴い、10月1日から窓口負担が見直されますので、被保険者証を2回お届けします。

まず、7月中旬に健康福祉課から、有効期限令和4年9月30日と記載された新しい被保険者証[黄色]をお届けします。

令和4年8月1日から令和4年9月30日までの一部負担金の割合(1割または3割)は、令和3年中の所得に基づき判定します。

次に、9月中旬に有効期限令和5年7月31日と記載された窓口負担見直しに伴う再交付の被保険者証[緑色]をお届けします。令和4年10月1日から令和5年7月31日までの一部負担金の割合(1割または2割または3割)についても、令和3年中の所得に基づ

き判定します。有効期限を過ぎた被保険者証はお使いいただけませんので、受診の際は必ず有効期限を確認してください。



黄色の保険証
有効期限
令和4年9月30日



緑色の保険証
有効期限
令和5年7月31日

一部負担金の割合の判定方法について

▼1割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割

▼2割負担となる人【※令和4年10月1日から一定以上の所得のある人】

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割

▼3割負担となる人

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)は、有効期限が「令和4年7月31日」となっています。

令和3年度の減額認定証をお持ちの人で令和4年度住民税非課税世帯の人には、7月末までに健康福祉課から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必

要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で、90日を超える入院(過去12か月)をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事がさらに減額されます。※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる人は速やかに申請してください。

後期高齢者医療 限度額適用認定証(ねずみ色)をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、限度額認定証)は、有効期限が「令和4年7月31日」となっています。

令和3年度の限度額認定証をお持ちの人で、令和4年度も所得

区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される人には、7月末までに健康福祉課から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

臓器提供の意思表示にご協力ください

保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよ

く考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

お問い合わせ ● 健康福祉課/徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎677-3666

令和4年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和4年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和4年8月6日(土) 【申し込み期限：7月15日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和4年9月3日(土) 【申し込み期限：8月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和4年10月8日(土) 【申し込み期限：9月9日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和4年10月18日(火) 【申し込み期限：9月22日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・肺がん・大腸がん・ 前立腺がん・肝炎検査・ 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30～10:30
令和4年11月5日(土) 【申し込み期限：10月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内します。
令和4年12月1日(木) 【申し込み期限：11月10日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施 しないのでご注意ください。	8:30～11:00 子宮がんおよび骨密度検査は 13:30～14:00

※8月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、毎月予約枠15人（先着順）で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和4年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス 検査	①令和4年度において満40歳となる村民 (昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和3年度までの間に、肝炎ウィルス検査の 対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和3年度に受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和3年度に受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月23日(木)の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和4年6月1日から令和5年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和3年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内 ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない人へ

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！



1. 支給対象者

①・②の両方に当てはまる人（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）

① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母など
（※令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。）

② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の人

または

・令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

2. 支給額

児童一人当たり 一律 5万円

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人

→給付金は、**申請不要**で受け取れます。

※対象の人には給付のご案内・希望しない場合などの申出書を送付し、ご案内します。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

※令和4年度の住民税申告がお済みでない人は、申告を行ってから、非課税であれば申請をしていただけますようお願いします。

II. 上記以外の人（例. 高校生のみ養育している人、収入が急変した人）

→給付金を受け取るには**申請が必要**です。

→申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともに健康福祉課に直接または郵送でご提出ください。申請書類は健康福祉課窓口または村のホームページに掲載しています。

→給付金の支給要件に該当する人に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺” や “個人情報情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

児童扶養手当を受給しているみなさまへ

現 況 届

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年8月1日から8月31日まで**に現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまいます。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

児童扶養手当とは

対 象 者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める障がいのある児童
- (4) 父または母は生死不明な児童
- (5) 父または母が1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている人（受けることができるようになった人も含みます。）については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給（額に応じてすべて支給停止の場合もあります。）されます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者および扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の人	一部支給の人
1人	43,070円	43,060円～10,160円
2人	10,170円加算	10,160円～5,090円加算
3人以上	1人につき 6,100円加算	1人につき 6,090円～3,050円加算

ひとり親を対象とした お仕事相談

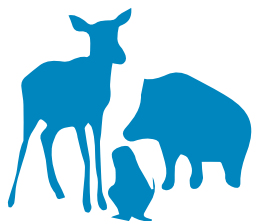
ひとり親（児童扶養手当受給者）を対象として、ハローワークが仕事の出張相談を行います。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。



日時 8月23日㊤ 10時～11時30分

場所 佐那河内村役場 小会議室2

お問い合わせ ハローワーク徳島 電話 622-6332



有害鳥獣捕獲狩猟免許取得等 補助金について

村では有害鳥獣被害対策事業として、わな猟狩猟免許を新規取得される人に対して、予算の範囲内で免許取得経費の助成を行います。

免許取得後の申請となりますので、細かい条件も含め、申請を希望される人は事前に企画政策課にご相談ください。

1 交付対象者

次の各号のいずれにも該当する人

1. 新たにわな猟狩猟免許を取得しようとする人
2. 村内に住所を有している人
3. 免許取得後は率先して有害鳥獣捕獲に従事することができる人
4. わな猟狩猟免許を取得した本人および世帯員に村税、介護保険料、水道使用料、集落排水使用料、村営住宅家賃などの滞納のない人

※ 銃猟狩猟免許は補助対象外です。

2 交付対象経費および補助額

交付対象経費は次の各号に掲げるものとし、補助金の額は当該対象経費とする。

1. わな猟狩猟免許取得にかかる初心者講習会受講料（テキスト代含む。県猟友会主催）
8,000 円
2. わな猟狩猟免許試験受験申請料（徳島県）
5,200 円
3. 医師の診断書文書料
上限額 3,000 円

※ 狩猟免許取得に伴う補助の上限は 16,200 円までとする。

3 申請に必要なもの

補助金交付申請書に次の書類を添えて提出する。

1. わな猟狩猟免許状の写し
2. 交付対象経費の支払いを証する領収書の写し
3. 村税など滞納がない旨の調査書

4 申請期限

免許を取得した年度の属する 2 月末日

5 定 員

令和 4 年度は先着 10 人を予定

6 令和4年度「狩猟免許試験」初心者講習会日程

※令和4年度徳島県が実施する「狩猟免許試験」のための事前講習会（任意）です。

種 類	日 程	場 所	定 員	申込期間（厳守）
わな猟	8月6日(土) 10:00～16:00	徳島県猟友会事務所 徳島市南仲之町4-18 電話 623-1617	20人	7月6日～7月27日
	令和4年12月24日(土) 10:00～16:00		20人	11月24日～12月14日
銃猟 ●第1種銃猟 （散弾銃・空気銃を含む） ●第2種銃猟 （空気銃）	8月7日(日) 10:00～16:00		20人	7月6日～7月27日
	令和4年12月25日(日) 10:00～16:00		20人	11月24日～12月14日

※郵便またはFAXで要申込

※定員数、申込期間で締め切ります。テキストなどの準備のため、**締め切り厳守**をお願いします。

※マスク、弁当、「狩猟読本」、筆記用具をご持参ください。

※講習中は、**新型コロナウイルス感染症防止対策のため、マスクの着用をお願いします。**

※講習会場に駐車場はありません。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、講習が延期および中止になる場合があります。

※当日、発熱や風邪の症状がある人は、受講をお断りする場合があります。

お問い合わせ（申込書送付先）

一般社団法人 徳島県猟友会 〒770-0933 徳島市南仲之町4丁目18番地 電話 623-1617 FAX.623-1618

7 令和4年度 狩猟免許試験日程

	試験日	開始時刻	申請期間
第1回	7月24日(日)	10:00～	令和4年6月13日(月)～令和4年7月8日(金)
第2回	8月28日(日)	10:00～	令和4年7月11日(月)～令和4年8月5日(金)
第3回	10月23日(日)	10:00～	令和4年9月5日(月)～令和4年9月30日(金)
第4回	令和5年1月22日(日)	10:00～	令和4年12月5日(月)～令和5年1月6日(金)

※試験当日の受付は、試験開始時刻の1時間前から10分前までです。

※申請書類の受付は、午前8時30分から午後5時までの間、申請期間の最終日必着です。（ただし、日曜日および土曜日ならびに国民の祝日に関する法律で規定する休日には受け付けていません）

●試験会場

会 場	対象者	定員	住 所
徳島会場	徳島県東部農林水産局管内に住所を有する者	25人(先着順)	徳島県徳島合同庁舎（徳島市新蔵町1丁目67）
阿南会場	徳島県南部総合県民局管内に住所を有する者	15人(先着順)	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎（阿南市領家町野神319）
美馬会場	徳島県西部総合県民局管内に住所を有する者	20人(先着順)	徳島県西部総合県民局美馬庁舎（美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73）

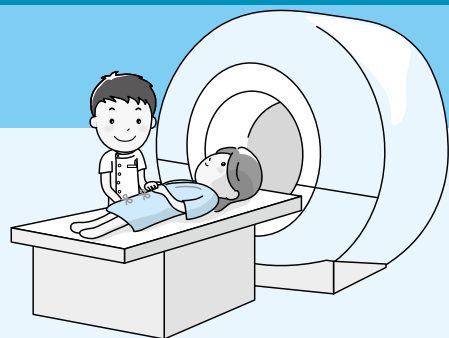
※原則は、住所を管轄する東部農林水産局および総合県民局で実施される各会場での受験となります。

※ただし、各会場の受験者が定員に達した場合は、他の会場で受験していただくか、受験日を変更していただく場合があります。

お問い合わせ ● 東部農林水産局 林業振興担当 電話626-8582 / 村役場企画政策課

国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。



対 象 者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。令和3年度に助成された人は対象となりません。)
期 間	令和4年7月1日から令和4年12月中旬まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負 担 金	3,000円
定 員	全体で30人

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お申し込み ● 健康福祉課国保係

農業日誌・ファミリー日誌ならびに 新農家暦の刊行中止に関するお知らせ

例年9月の常会にて予約取りまとめを行っていましたが、農業日誌・ファミリー日誌ならびに新農家暦が令和4年度版(令和3年の年末に刊行)をもちまして刊行中止になりましたことをお知らせします。

村民のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。
なお、徳島県民手帳に関しましては、例年通り9月の常会で予約取りまとめを行う予定です。

お問い合わせ ● 企画政策課

「初期費用ゼロ」で 太陽光発電等の導入可能

「PPA制度」等をご存じですか？

徳島県では「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「自家消費型」の太陽光発電設備の導入を推進していて、「初期費用ゼロ」で設備を導入できる「PPA制度」をご紹介します。

「PPA制度」とは、事業者が、電力需要家(企業、公共施設、住宅等)の屋根や駐車場に基本的に無償で発電設備の設置と保守を行い、電力需要家は事業者から電気使用料を支払うものです。

【導入のメリット】

- ①CO2排出量の削減による「地球環境への貢献」
- ②災害などの停電時にも電気が使える
- ③電力会社に支払う「電気料金の削減」など

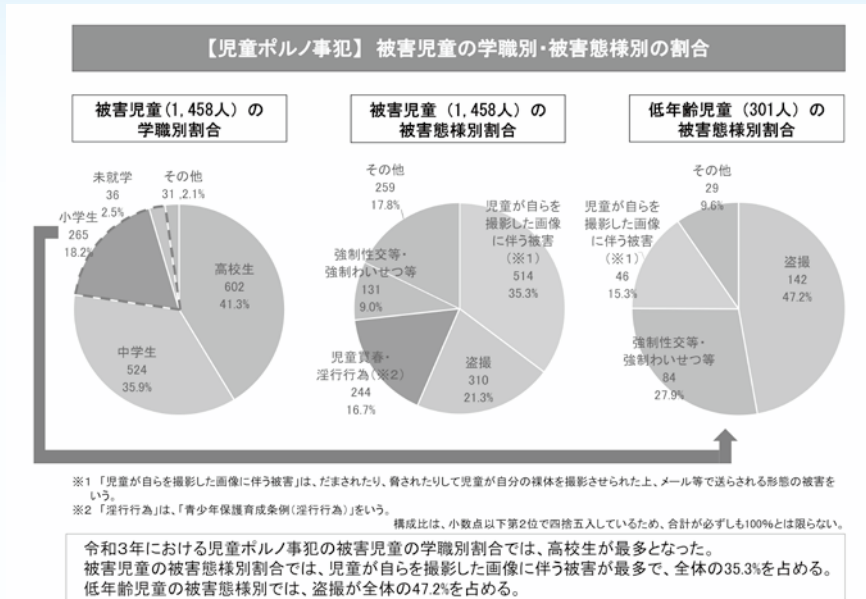
【お問い合わせ】

グリーン社会推進課
☎621-2209
FAX.621-2845

↓詳しくはこちら↓



- インターネットには危険がいっぱい -



SNSを通じて多くの子どもたちが性被害等にあっています。「スマホゲームで仲良くなった同い年の子に会いに行くと、知らない男性がいて車で誘拐された。」「SNSで仲良くなった女友達に写真を送ると、実は相手は男性で脅迫された。」などの事例があります。SNSを通じた性被害は男性も被害にあっています。

警視庁が公表した令和3年の統計データでは、「児童ポルノ事犯」の被害児童の学職別割合は高校生が最多ですが、小学生も増加傾向にあり

ます。また、被害態様別割合では、「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」が35.3%を占めています。

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していません。フィルタリングには、利用時間の設定や、アプリの利用を個別に許可・制限できる機能もあります。保護者のみなさんには、お子さんを犯罪から守るためにも、フィルタリングの設定をし、定期的に確認をするなどの対策をお願いします。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会



- 佐那河内村立図書館（農振センター3階）
- 開館時間 / 平日 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00
- 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)
- お問い合わせ 教育委員会 図書館担当

閲覧コーナー新設しました

館内に閲覧コーナーを新設し、企業や著者ご本人から寄贈していただいた本を置いていますので、ご自由にご覧ください。閲覧コーナーの本は貸し出しを行っていませんので、館内での閲覧にご協力ください。閲覧コーナーの本には右のようなシールを貼っています。

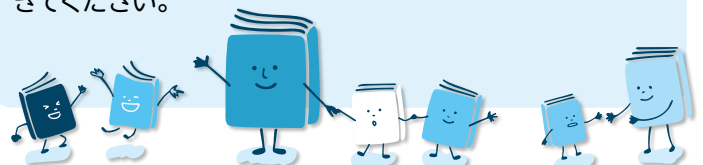


絵本の展示会

7月12日(火)10:00 ~ 14:00、健康福祉課が実施する離乳食講習会等にあわせて、農振センター2階小会議室で「絵本の展示会」を開催します。乳幼児向けの絵本や、大型絵本を展示する予定です。講習会に参加する人以外の参加も大歓迎です♪ぜひお立ち寄りください。

新着本の予定

7月下旬には、新着本が仲間入りする予定です。アンケートで回答いただいた本を含め、小説や児童書、レシピ本など100冊ほどを順次館内に展示していきます。青少年読書感想文全国コンクールの課題図書も入りますので、借りにきてください。





(上八万 折野巡查長・岡警部補 / 佐那河内 渡辺警部補 / 多家良 住瀬警部補)

薬物乱用は「ダメ・ゼッタイ。」

持っているだけでもダメ。1回だけの使用でも乱用！

薬物の影響はこんなところにも...

健康被害



脳の障害や
身体へのダメージ

幻覚/人格変化



交通事故



社会的不適応



反社会的行動 家庭崩壊



徳島県薬物乱用防止
啓発キャラクター
「ヤクヤンナくん」

◆ 保健福祉部 薬務課

☎ 621-2233

◆ 徳島保健所

☎ 652-5151

◆ ヤングテレホン

(徳島県警察少年サポートセンター)

☎ 625-8900

◆ 覚醒剤追放ダイヤル

(徳島県警察本部内)

☎ 653-4444

断って 健全な一生を守りましょう！

薬物乱用防止指導員 日下 早苗

駐在所だより

警察官B(男性・女性)採用募集

【受験資格】

平成4年4月2日(30歳)から平成17年4月1日(18歳)までに生まれた者。

※四年制大学等を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。

【受付期間】8月4日(木)～8月25日(木)

【第1試験日】10月16日(日)

※詳細が必要な人は徳島県人事委員会事務局(621-3212)まで、お問い合わせをお願いします。



還付金詐欺の アポ電にご注意を!!

役場の年金課職員とウソを
言って、農協などのATMへ誘
い出し、お金をだまし取ろうと
する電話がかかってきています。

不審な電話や通知があれば、すぐ警察にご相談ください。

交通マナーアップに ご協力を!

全席シートベルトとチャイルド
シートの正しい着用

○運転中の携帯電話等の使用
禁止

○飲酒運転等悪質危険運転の
根絶

水の事故にご注意を!!

佐那河内村小中学校・保育
所のみなさん、これから楽し
い夏休みが始まります。

川や池の近くで遊ぶ時は必
ず保護者の人と一緒に行き
ましょう。



5/24

保育所の交通安全活動

地域の安全を守る会

西村会長・日下理事

何かご用件のある人はお気軽にお
声をお掛けください。駐在所(電話
679-2110)へのご連絡をお待ち
しています。なお、緊急の場合は
110番通報をお願いします。



佐那河内村地域包括支援センターだより

7月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。
楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

教室名	日 時	会 場
いきいき体操教室	7月25日(月) 13:30～15:30	農振センター
健康料理教室	7月26日(火) 10:00～12:00	農振センター
脳若トレーニング教室	8月5日(金) 10:00～11:00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。
※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・音井

さなごうちスポーツクラブ案内

8月

佐那河内小中学校体育館

卓球 19:30~21:00 | バドミントン※ 20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。
- ・状況により会場を変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局
電話 050-2024-5825

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

読み合い朗読会 「伝えたい村の話」 佐那河内村史から

第76回

- 6月は読み合いを休みました。さて新庁舎が出来て気になっていることがありました。出入り口の坂道にある石碑。何だろうと思ってうかがったところ、ここは中辺・東新町・馬越の常会のみなさんのお地神さん。村内では「おじいさん」と親しく呼ばれているようですね。五角形の石碑で北向きの正面に天照大神(アマテラスオホミカミ)、以下左回りに大己貴神(オホノミカミ)、少彦名神(スクニヒコノミカミ)、埴安媛神(ハニヤヒメノミカミ)、倉稲魂神(クラハタマノミカミ)と神名が刻まれています。農業を守護する神様で江戸時代に蜂須賀家が庄屋に祀らせたとか。社日(春と秋の彼岸に近い戌の日)が祭日で、各々地区のみなさんが清掃してお詣りするそうです。この日は農業をする者は田畑に入らず自然に感謝する習慣。その作物を頂く者も同じく感謝だろうと思われまふ。
- 下記は各地区のお地神さん。①秋城地区(田中橋から秋城集会所方面へ300m付近) ②井開地区(朝宮神社から西

へ坂登る手前)③大黒地区(中辺橋からハイジに向かう道淵)④新町地区(庁舎へ入る坂道)⑤根郷地区(根郷の点滅信号近く)⑥高樋地区(高樋の点滅信号近く)⑦尾境地区(若宮神社、尾境集会所周辺)⑧寺谷地区(寺谷生活改善センター周辺)⑨丸田地区(秋葉神社)⑩嵯峨地区(嵯峨天一神社)⑪上八万田中地区(一ノ瀬と田中)

- これらの場所は村史にも記載がなく、お調べくださった教育委員会のみなさまに心より感謝申し上げます。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

【次の開催】第77回 8月8日(月) 19:30~20:30
場 所：役場新庁舎 多目的スペース
お問い合わせ：鈴木 (090-2156-7935)

(古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。)

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

四月十七日 農振センター

鶯や花はひらひら空うらら

西池 冬扇

登校や兄に引かれて木の芽道

山田 サキシロー

いのししに分け前貰う筍掘り

安喜 律子

春耕や祖父の残せし鍬の爪

西尾 武義

花山椒厨に香る農仕舞

丸野 幸枝

人と人笑顔とりもつ花と花

内藤 昭文

春風と一体になるトランポリン

田口 寛子

手をひろげ畦道かける一年生

多田 楓雅 改め 多田 雅舎

両肩に枝垂桜のふりそぞぐ

坂田 小夜



新家「夏のマルシェ」開催します！



地域交流拠点・新家では令和4年8月11日木曜日（山の日）の午前10時から午後3時まで「夏のマルシェ」を開催します。

夏野菜や村の加工品の即売会、しゃくなげ市、商工会の屋台、子ども服の無料循環リサイクルなどが出店します。

お楽しみイベントとしてはスーパーボールすくい、駄菓子のかみ取りも行います。

縁日のような、楽しんでいただけるイベントになりますので、みなさまぜひお越しください。

※新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合があります。



▲去年11月に開催したマルシェの様子

徳島県委託事業

シニアのみなさん！ 「介護助手」として 活躍しませんか？

徳島県では、おおむね60歳以上（50代も可）の人を対象に「介護助手」として働くモデル事業を実施します。介護施設において、清掃やシーツ交換、話し相手など身体への負担が比較的少ない「介護の周辺業務」を担う仕事です。



**無資格
未経験**

でも参加できます！

時給 850 円

※最低賃金改定により
変動する場合あり

村内モデル施設

特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ

住所：名東郡佐那河内村上字大黒23番地1 電話：679-3380

※期間終了後継続雇用となった場合、各施設の賃金体系に基づき支給されます

お問い合わせ ● 徳島県社会福祉協議会 電話 625-2040

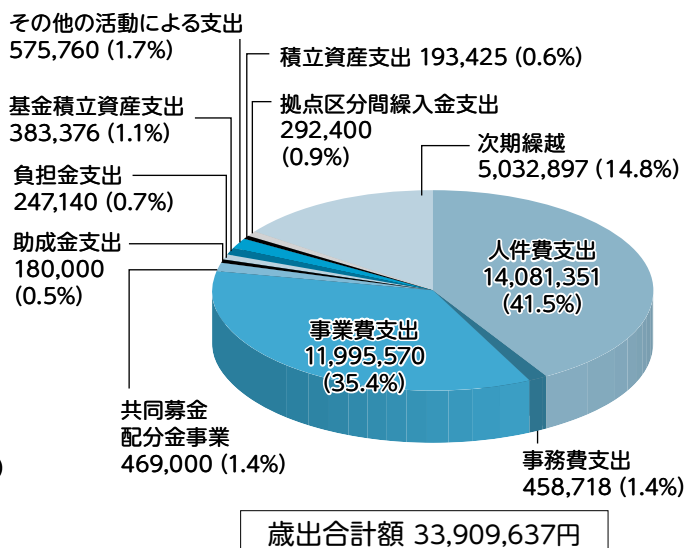
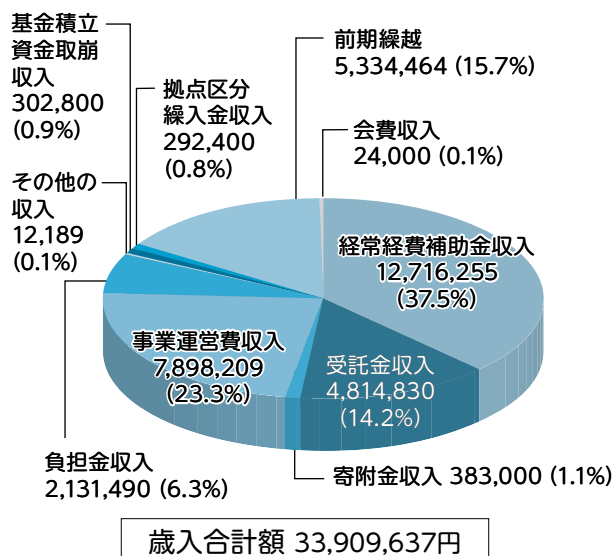
徳島県
介護助手サイト▶



歳入

一般会計

歳出



令和4年3月末 善意銀行残高 26,560,099円 令和3年度 預託件数 14件

歳出

事業費11,995,570円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- 心配ごと相談に関する事業
開設日 第2月曜日(祝日は次の日)
- 会食サービス事業(年10回 一人暮らし対象)
- 生活福祉資金に関する事業
- 年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者の皆さまへ毎年賀状を送っています。
- 高齢者など安全点検事業
- 訪問サービス事業
- 配食サービス事業
- 熱中症計の貸与
- 乳児おむつ助成事業
- 紙おむつ支給事業
- 単身高齢者訪問事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 障害者社会参加事業
障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために創作教室を実施
- ボランティア推進
- 日常生活自立支援事業
- 学童保育
登録児童数 52人
延べ児童数 8,381人 開設日数260日/年間
- シルバー人材センター事業
会員への配分金 (7,342,806円)

献血車がまいります

■日時 令和4年7月22日(金)

ご協力
ください



採血場所	献血時間
農業総合振興センター	10:00~16:00 12:30~13:30の間は休憩です。

☆全血車 (400ml 献血のみの受付となります)

- ♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。
- ♪より安全な献血のために、受付時に確認できるもの(免許証・保険証など)の提示をお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

◎善意銀行だより◎

●松尾 富子様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

情報ボックス



月	日	曜日	行事名	場 所	時 間	備 考
7月	19日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	22日	金	移動献血事業	農振センター前	10:00～16:00	
	25日	月	粗大ごみ（家電6品目、畳・布団類）の収集	追上駐車場	15:00～19:00	
			いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター1階 大会議室	13:30～15:30	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	26日	火	健康料理教室 対象：健康づくりに関心のある人	農振センター1階 大会議室 ほか	10:00～12:00（予定）	【持参物】 材料代200円、エプロン、三角巾 ※定員11人 ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	31日	日	全村道路愛護会（基準日）	村内全域	8:00～	【振替可能日】 7/17、7/24、8/7のいずれかの日曜日
8月	2日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	3日	水	粗大ごみ（木製品・プラスチック類、家電、金属、ガラス・陶器など）の収集	追上駐車場	16:00～19:00	
	4日	木	粗大ごみ（木製品・プラスチック類、家電、金属、ガラス・陶器など）の収集	追上駐車場	8:30～11:00	
	5日	金	脳若トレーニング教室 対象：65歳以上の人	農振センター1階 大会議室	10:00～11:00	※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	8日	月	心配ごと相談、行政相談、人権擁護相談	農振センター1階 大会議室	9:00～12:00	
	9日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	

広 報

人 の

う ご き

（敬称略）

個人情報に関する内容のため削除しています



＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官



株)岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リボール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



子どもたちに
誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION
清水建設

畳製作一級技能士のいる店



畳の品質を
「すま」で確かめ
「すま」で確かめ

植田畳店



畳のことなら
まかせて

家具移動無料 見積り無料 遠くでもOK!! 女性スタッフ同行可能

0120-350-193 上板町神宅
088-694-2585
https://www.uetatatami.com

日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい

山田瓦工業

TEL. 088-679-3289

企業・個人事業者のみなさま

令和4年度 広報さなごうち・HPの

広告主募集中



健康づくりの会(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.136 鶏肉の甘酢煮



栄養
成分

エネルギー 200kcal 炭水化物 13.9g
タンパク質 15.4g 塩分 1.7g
脂質 8.0g

●材料(4人分)

鶏肉(もも)	300g	★こしょう	少々
片栗粉	25g〜	根深葱	30g
唐辛子	1〜2本	しょうが	10g
サラダ油	大1 1/2	甘酢▼	
ごま油	小1 1/2	砂糖	20g
レタス	50g	しょうゆ	大2
キャベツ	80g	酒	大1強
★酒	大1	酢	大2〜3
★しょうゆ	小1	にんにく	4g(小1粒)

●作り方

- ①鶏肉は広げて平らにし、8cm大に切り★を混ぜ、片栗粉もまぜておく。
- ②根深葱を粗みじん切り・しょうがはみじん切りにする。
- ③フライパンにサラダ油を熱し①の鶏肉をいれ、両面中火できつね色に焼き皿に取り出す。
- ④③のフライパンに輪切りした唐辛子を入れ、こがさないよう弱火で炒め、甘酢を加え沸かし、30秒程で鶏肉を入れて煮る。さらに②を加え汁を絡めてごま油を回しかけて仕上げる。
- ⑤レタスは手でちぎり、キャベツは千切りにし、さっと湯に通し肉の下にしく。

●ポイント

脂質の摂取を抑えたい場合は、鶏肉の皮を取り除くことで低脂質・高タンパクな食材になります。